

被扶養者新規加入用

被扶養者の加入確認に必要な添付書類

添付書類	配偶者		子			被保険者が配偶者を扶養していない場合 で子を扶養している場合	配偶者・子以外		
	妻・夫	未届けの妻・夫	18歳未満の者	18歳以上の者			18歳未満の者	18歳以上の者	
				大学等在学者	その他			大学等在学者	その他
続柄を確認する書類 (世帯全員の住民票) ☆1参照	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎
続柄を確認する書類 (戸籍謄本) ☆2参照	—	◎	—	—	—	—	○	○	○
学生証の写し又は 在学証明書	—	—	— ☆4参照	◎	—	—	— ☆4参照	◎	—
収入に関する証明書 ☆3参照	◎	◎	—	○	◎	配偶者の◎	—	○	◎

◎印は省略出来ません

☆1 住民票・・・マイナンバー表示以外の続柄、筆頭者等が記載されている住民票

被保険者が単身赴任をしている場合は、被保険者の転居前住所記載のある住民票も添付してください。

☆2 戸籍謄本・・・○印の戸籍謄本は「続柄、筆頭者等が記載されている住民票」で確認できる場合は省略できます。

☆3 収入に関する証明書は次のものを添付してください。

- ① 市区町村長が発行する非課税・課税（所得）証明書（※実数字が表記されているもの）→ 特別徴収税額決定通知書は不可
- ② 年金受給者は、①と直近の「年金支払通知書」、「年金額改定通知書」の写し
- ③ 被保険者と別居されている方は、送金・振込等が確認できる書類（送金控、預金通帳の写し等）
- ④ 自営業者は、①と確定申告書（一式）の写し

☆4 高校生・・・「学生証の写し又は在学証明書」の添付は省略し、確認調書の備考欄に「学校名・学年」を記入してください。

注 意 し て く だ さ い

- ※ 「学生証の写し」を添付する場合は、有効期限が確認できるものを添付してください。
- ※ 在学者で収入のある場合は、「学生証の写し又は在学証明書」と「収入に関する証明書」を添付してください。
- ※ 被保険者が配偶者を扶養していない場合で子を扶養している方は、配偶者の非課税・課税（所得）証明書を添付してください。（※原則として年間収入の多い方の被扶養者となります。）
- ※ 日本国籍以外の方は在留カードの写しを添付してください。